

ホテルニュー長崎 宴会場利用規約

㈱プレミア・ニュー長崎ホテルニュー長崎（以下、当ホテルと称します）では、宴会・催事及び宴会場のご利用（以下、宴会場と称します）に関して下記の通り利用規約を定めておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。また、規約を守れないことによって生じた事故につきまして当ホテルは責任を負いかねますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 宴会場のご利用に際して

宴会、会議及び催し物（以下宴会等と称します）で宴会場をご利用になる場合に当ホテルと締結する契約はこの規約に基づいて行われるものとし、規約に定めのない事項は、法令または商取引上の習慣によるものとします。

2. 宴会等ならびに追加時間に関する使用室料

宴会場等のご利用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は、追加室料を申し受けます。 但し、次の会場使用時刻との関連で、使用時間の延長に及びられない場合もございますので、予めご了承ください。

3. 有料人数の確認

料理等を用意する最終の人数（以下有料人数と称します）は、ご宴会等の開催日の2日前の正午までにホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、ご宴会等の開催日にご出席された人数が、有料人数より減少した場合でも有料人数分を頂戴いたします。

4. ご精算

ご宴会費用は、当社指定の期日までに現金又は当社指定の銀行口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

5. 内金

室料、料理代金等お打ち合わせ済みの見積もり総額に基づき当ホテルが提示させていただきます金額の内金を、ご予約いただいた際に定めます期日までに、お支払いいただく場合がございます。

6. 取消料及び期日変更料

ご予約いただきました宴会等のお取消し及び期日のご変更は、下記の取消料又は期日変更料とそれまでに要した実費をお支払いいただきます。

契約取消の通知を受けた日	取消料	期日変更料
ご宴席の60日前から30日前まで	ご宴席予約会場のご宴席時間に当たる会議室料、展示料の30%（奉仕料を除く）及び手配済の実費請求	手配済の実費諸費用
ご宴席等の29日前から14日前まで	ご予約宴席のお見積り金額の50%（奉仕料を除く）及び手配済の実費請求	手配済の実費諸費用
ご宴席等の13日前から5日前まで	ご予約宴席のお見積り金額の70%（奉仕料を除く）及び手配済の実費請求	手配済の実費諸費用
ご宴席等の4日前から当日	ご予約宴席の最終お見積り金額（奉仕料を除く）（100%）	ご予約宴席の最終お見積り金額の30%（奉仕料を除く）及び実費諸費用

7. 新規・ご変更・お取消し受付

新規・ご変更・お取消し等の受付は、宴会予約係の営業時間内とさせていただきます。（午前9時～午後6時）営業時間内以降は、翌日のお取扱いとさせていただきますので、予めご了承下さい。

8. 食物アレルギー及び宗教上の理由による食事制限について

宗教上の理由やアレルギーにより、食事制限のあるお客様は、事前にご相談いただければ出来る限りの対応をさせていただきますが、宴会場でご提供している全ての食材を同じ厨房内で調理しているため、完全にアレルギーの除去を保証するものではありません。重度の食物アレルギーのお客様からのご要望にはお応えできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また当日対応はできませんので、あらかじめご了承ください。

9. 宴席に伴う業務委託先の手配

装飾・余興等の手配宴会等に関する衣装、音楽、余興、及びバンケットアシスタント等につきましては、ホテルより指定会社にご依頼させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する会社以外にご依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、了解の上でご手配ください。（事前にホテルの同意を得ずに、直接会社にご依頼されることはご遠慮ください。）また、ホテルの了解のもと、お客様が直接依頼された会社が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズその取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線の事など踏まえて一定のルールの下に実施していただくようホテルがその会社にご指示申し上げます。

ホテルニュー長崎 宴会場利用規約

10. 物品預かり・保管

貴重品・植物・生鮮食品・パソコン・破損致し易い物等はお預かり致しかねます。左記以外の物品預かりの保管期間につきましては24時間以内とさせていただきます。

11. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）、及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損しないよう十分ご注意ください。施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、その損害賠償金をご負担いただきます。

12. 免責事項

ホテル施設使用に際し、主催者お持込みの備品、商品、その他物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましてはお客様、弊社双方とも免責とさせていただきます。

- 1.天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様および弊社のいずれの責に帰することの出来ない事由により本会場の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど、本宴会の履行が不可能または著しく困難になった時。
- 2.法令または法令に基づく公権力の行使、もしくは関係省庁の指導などによる本会場の収用、取り払い、使用禁止などの事由が発生するなどお客様及び弊社のいずれの責に帰することの出来ない事由により本宴会等の履行が不可能または著しく困難になった時。

13. 申し込み、契約の解約

当ホテルは、一定の条件を満たす事例において、宴会利用規約の締結に反しないことがあります。また、宴会利用契約を締結した後であっても契約を解除することがあります。一定の条件とは主催者、および宴会出席者に次の事由が該当する場合とします。

- 1.暴力団員、又はその関係者、暴力団関係企業・団体、又はその関係者、その他の反社会勢力。
 - 2.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
 - 3.当ホテルの他の利用者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 4.当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 尚、上記理由により解約させていただいた場合、「6.の取消料及び期日変更料」に従って取消料をお支払下さい。

14. 禁止事項

次の掲げる項目につきましては禁止事項となっております。

- 1.犬（盲導犬・介護犬を除く）・猫・小鳥・その他愛玩動物・家畜等の持込み
- 2.発火または引火性の物品のお持込み
- 3.悪臭を発するもののお持込み
- 4.賭博等風紀を乱す行為・また他のお客様のご迷惑になるような言動
- 5.ホテル備品・備付品のお客様による移動。
- 6.使用目的以外の利用
- 7.和太鼓等、他の会場まで音の響く余興
- 8.その他法令で禁じられている行為

15. 個人情報の取り扱い

ご提供いただいた個人情報は宴会業務を行うに当たって使用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。

16. 消費税について

消費税につきましては、宴会等実施日の消費税率を適用させていただきます。

※本規約を了解の上、宴会等を申し込みます。